

発議第 3 号

別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 小 椋 哲 也

賛成者 同 今 西 和 雄

同 戸 田 憲 悦

同 佐 藤 初 雄

同 外 山 浩 司

別海町議会会議規則の一部を改正する規則

別海町議会会議規則（平成３年別海町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１０３条の次に次の１条を加える。

（情報通信機器の使用）

第１０３条の２ 議員は、情報通信機器を議場（会議室含む。）に持込み使用することができる。

２ 前項の規定は、町長その他の関係機関の情報通信機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。